

事務連絡
令和2年4月3日

指定放課後等デイサービス事業所
指定児童発達支援事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障害者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休校に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、久留米市におきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、久留米市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を**5月6日（水）まで臨時休校**とすることを決定しました。

放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所におかれましては、当面の間、下記の通りご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 久留米市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校は、5月6日（水）まで臨時休校**となります。
- 現在、放課後等デイサービス事業所については、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしているところですが、今後の感染状況等に応じ、利用者及び保護者の理解を得ることを前提として、以下の対応も可能とします。
 - ・サービスの提供を縮小して実施すること。
 - ・幼児児童生徒や職員が感染した場合などに臨時休業とすること。上記の対応を実施する場合は障害者福祉課へご一報ください。
なお、児童発達支援事業所についても同様の取扱いとします。
- 幼児児童生徒の受入れに当たっては、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- 障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としています。また、臨時休校日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあつては、休業日扱いで基本報酬を算定が可能となります。

<問合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

(担当：松瀬・野口・師岡・中島)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp